

「林野火災注意報・警報」新設のお知らせ

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災では、森林や建物が広範囲に被害を受ける大規模な火災となりました。このようなことを踏まえて、令和8年1月1日から、火災予防条例が改正され、林野火災予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」の運用が開始されました。

・林野火災注意報

気象状況が林野火災の予防上「注意」が必要と判断された場合に発令され、発令区域で**火の使用制限**について**努力義務**が課せられます。

・林野火災警報

気象状況が林野火災の予防上「危険」と判断された場合に発令され、発令区域で**火の使用制限**について**義務**が課せられます。

林野火災注意報・警報の発令基準について

毎年1月1日から5月31日の期間において、次の条件に該当するとき

林野火災注意報発令基準	林野火災警報発令基準
前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下	左記+強風注意報
前3日間の合計降水量が1mm以下 + 乾燥注意報	左記+強風注意報

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しない場合もあります。
※強風注意報は、平均風速13m/sが名古屋地方気象台の発表基準です。

指定区域について

森林の規模が概ね100ヘクタール以上の森林及び当該森林から概ね100m以内の区域が対象区域となります。
森林対象区域については、次のページをご覧ください。



Q5 喫煙はできないか？

A5 屋外においては、ガソリンや灯油、可燃物の附近での喫煙や山林、原野内での喫煙について規制対象となりますが、それ以外で、庭先等での喫煙は可能です。なお、電子タバコは規制対象ではありません。

Q6 他地域から指定地域に来た人も火の使用制限の対象となるのか？

A6 火の使用制限の対象となります。

Q7 火の使用制限に従わなかった場合について

A7 林野火災注意報は、努力義務のため罰則を伴いませんが、指定区域内の屋外において火の使用をお控えください。
林野火災警報は、「火の使用制限」に違反した者に対し、30万円以下の罰金又は拘留が科せられる場合があります。

林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について

尾三消防組合公式ホームページ、尾三消防組合公式LINE、消防車での巡回広報等にて周知させていただきます。

尾三消防組合公式LINEでは、注意報・警報発令時や解除時、注意報から警報、又は、警報から注意報への移行時についても、その都度周知させていただきます。

※いち早く情報を把握できるように必ず登録してください



尾三消防組合公式LINE登録方法

1. [ホーム]/[トーク]>検索窓の右側にある で二次元コードリーダーを起動するか、[マイQRコード]を表示するかを選択します
2. 読み取り完了後に表示される画面で【追加】をタップして友だち追加をしてください
3. トーク画面に【林野火災注意報・警報】のお知らせメッセージが届きます
4. 【登録する】をタップし、登録→送信の順に操作してください
5. 登録完了のメッセージが届きます



※システムの都合上林野火災注意報・警報以外の情報も配信されますのでご了承ください

問 合 窓 口

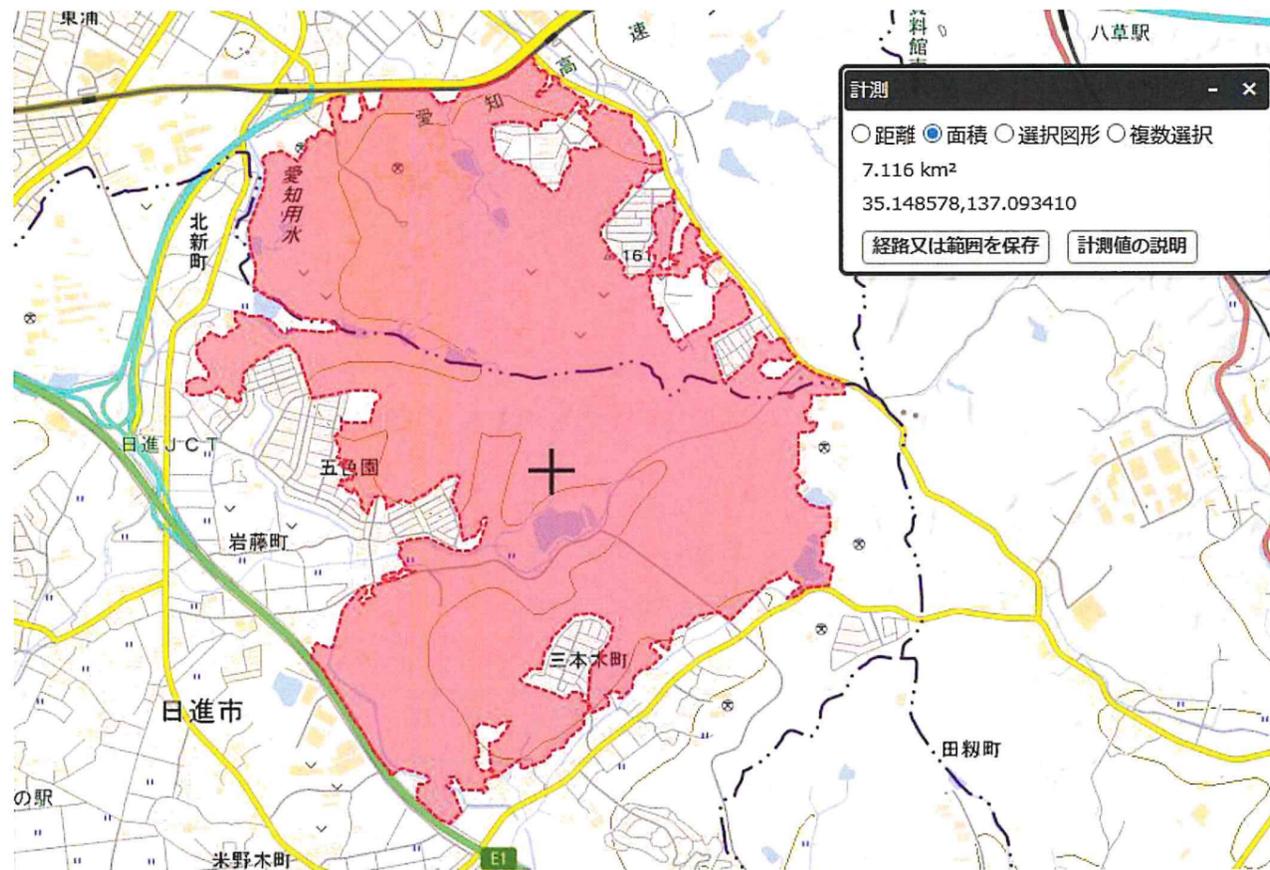


尾三消防本部(予防課) ☎0561 - 38 - 7236

平日 8:30~17:15

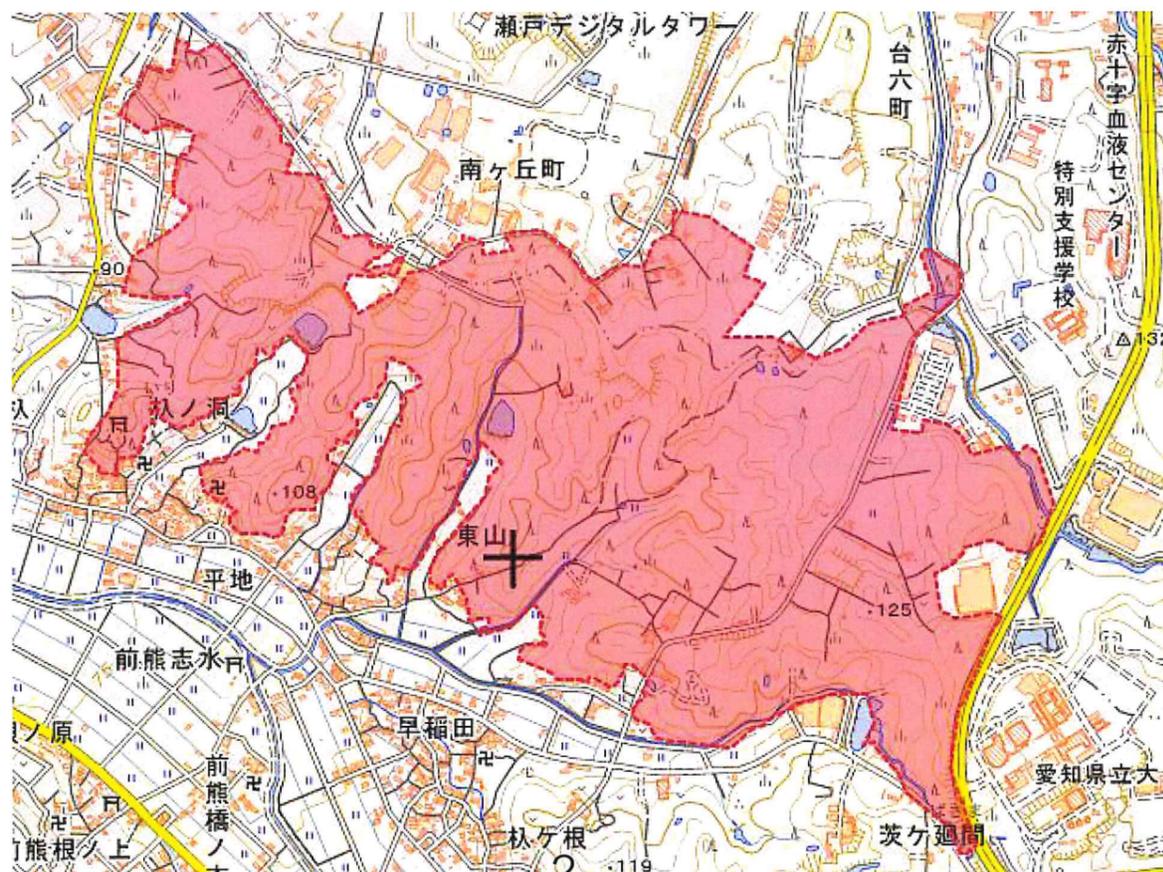
森林対象区域①

日進市 三本木区、岩藤区、北新区、五色園区、米野木区、藤島区の森林
長久手市 岩作三ヶ峯、前熊一ノ井の森林



森林対象区域②

長久手市 茨ヶ廻間、葎ヶ廻間、福井、東山、松杓、杓ノ洞、北浦の森林



火の使用制限について

指定区域内の屋外において次の「火の使用制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等について火入れをしないこと
- (2) 煙火（花火）を消費しないこと
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと
- (6) 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること

火の使用制限に関するQ&A

Q1 原野とは？

A1 耕作の方法によらないで、雑草やかん木類（幹の発達しない低木）に覆われている土地を指します。

Q2 火入れとは？

A2 土地を肥やすためや害虫駆除を目的に、枯草や雑木を焼く行為のことです。

Q3 たき火とは？

A3 たき火に該当すると考えられる行為のイメージは次のようなもので、火の粉が風にあおられて飛散してしまうような、薪を燃やす行為、野焼き、左義長（どんど焼き）が該当します。



たき火に該当しないと考えられる行為のイメージは次のようなもので、バーベキューなどの炭火、ガスコンロ、ロウソク、線香など火の粉が発生しないものは火の使用制限に該当しません。



Q4 屋内の薪ストーブ、暖炉についても対象となるのか？

A4 屋外の行為に対して火の使用制限がかかりますので、屋内の薪ストーブ、暖炉については対象となりません。